

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年 7月 27日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢 淳一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	190 台	0 台	3 台	184 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	39 台	0 台	0 台	40 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	4	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.0	キログラム	0.0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時は、工程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）されたことを確認し、担当者まで報告する体制をとっている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・府内の事業所で所有している業務用冷凍機器は、日々点検、月次点検、定期点検を実施した。点検表は、点検実施ごとに管理部門にて確認し、機器に異常がないかチェックした。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、工程管理制度に基づき充填回収業者から引き取り証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄する。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数の最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）の導入を検討する。				
特記事項	・前回報告した冷蔵機器の前年度末の保有台数（38台）に1台記入漏れがあったため今回報告は冷蔵機器の前年度当初の保有台数を39台で記入。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。